

監査結果公表第18 - 8号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成18年9月1日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成18年8月2日付け八八八第111号（人権文化部）

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072 - 924 - 3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八八八第 111号  
平成18年8月2日

八尾市監査委員	西	浦	昭	夫	様
同	北	山	諒	一	様
同	大	松	桂	右	様
同	田	中	裕	子	様

八尾市長 仲村 晃 義

#### 監査の結果に対する措置の通知について

平成18年2月3日付け監査報告第17-10号の、定期監査の結果に基づく措置を別紙のとおり  
講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

人権文化部人権国際課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告(できるだけ具体的に記載して下さい。)
1 文書事務について (1) 伺書において決裁日、施行日、完結日の記入のないもの、鉛筆で記入されているもの、及び事後決裁のものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年2月3日) 指摘事項につきましては、決裁日、施行日、完結日の記入等、適正に処理を行いました。今後におきましては、適正な事務処理を行ってまいります。
(2) 收受文書に收受印のないものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年2月3日) 指摘事項につきましては、收受文書に対し、收受印の押印や文書処理簿への記入を行いました。今後におきましては、八尾市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。
2 団体への助成金交付事務について 助成金交付手続きにおいて、決裁区分の誤ったもの、実績報告書等が不足しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年2月3日) 指摘事項につきましては、今後、助成金交付手続きにおいて、八尾市事務処理規程及び八尾市補助金交付規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。
3 契約事務について 決裁区分及び随意契約根拠条項の適用を誤ったものが見受けられたので、改められたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年2月3日) 指摘事項につきましては、今後の契約において、八尾市事務処理規程に基づく適正な事務処理を行っていくとともに、地方自治法施行令の条項適用についても、適切に行ってまいります。
4 備品管理について 備品台帳より抽出し現品と確認をしたところ、廃棄された備品について台帳に未処理のものが見受けられたので、適正に処理されたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年3月31日) 指摘事項につきましては、不用品返納票を作成し処理いたしました。今後におきましては、適正な事務処理を行ってまいります。
5 外部監査の結果及び意見について 八尾市国際交流センターに係る平成15年度の包括外部監査結果及び意見に対する措置等については、現在まで数度の改善措置及び検討経過が報告されているが、「補助効果の測定」について、同団体と協議のうえ、早期改善に向け努力されたい。	措置状況   2. 措置予定 研修会・学習会等の参加者に対するアンケートによる指標の数値化を行い、補助事業の効果を検証するための仕組みとして、市と国際交流センターで事業内容や補助金額について定期的に検証する場を設けることとした。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

人権文化部桂人権ふれあいセンター

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告(できるだけ具体的に記載して下さい。)
1 文書事務について 收受文書に対し、收受印の押印や文書処理簿への記入がなく文書処理されていないものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年2月27日) 指摘事項につきましては、收受文書に対し、收受印の押印や文書処理簿への記入を行いました。今後の事務処理においては、八尾市文書取扱規程に基づき、適正に処理を行ってまいります。
2 センター使用許可事務について 八尾市立桂人権ふれあいセンター使用許可申請書において、使用目的、内容、使用料及び減免理由欄の記載されていないものも多く見受けられたので、適正に処理されたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年2月27日) 指摘事項につきましては、使用許可申請書の使用目的、内容、使用料及び減免理由欄が未記載のものは記載いたしました。今後は記載もれないように適正に処理を行ってまいります。
3 市営住宅使用料の窓口収納事務について 窓口で収納された市営住宅使用料において、日々の集計等を収納金払込書に記載し金融機関に納付されているが、この収納金払込書において、日付、合計金額、合計枚数が記載されていないもの、枚数の誤ったもの等が見受けられたので、適正に処理されたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年2月27日) 指摘事項につきましては、収納金払込書の日付、合計金額、合計枚数の未記載のものは記入いたしました。また、枚数の誤ったもの等については、再度確認を行い訂正をいたしました。今後の窓口収納事務につきましては適正に処理を行ってまいります。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

人権文化部安中人権ふれあいセンター

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告(できるだけ具体的に記載して下さい。)
1 文書事務について 収受文書に対し、収受印の押印や文書処理簿への記入がなく文書処理されていないものが見受けられたので八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年4月1日) 指摘事項につきましては、文書処理に対し、八尾市文書取扱規程に基づき、収受印や文書処理簿への記載等のもれがないよう確認して、適正に事務処理を行ってまいります。
2 センター使用許可事務について 八尾市立安中人権ふれあいセンター使用許可申請書の減免理由欄において、適用条項の記載が誤っているものが見受けられたので、適正に処理されたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年4月1日) 指摘事項につきましては、適正な条項に修正しました。今後は、適正に事務処理を行ってまいります。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

人権文化部文化振興課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告(できるだけ具体的に記載して下さい。)
1 契約事務について 会議記録テープの反訳業務委託契約については、契約単価のみが伺書に記載されているが、予定数量、予定金額等も記載されたい。また、同契約は随意契約とされているが、入札も含め契約方法について検討されたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年2月28日) 平成18年2月28日に伺書に、予定数量、予定金額を記載しました。また、会議記録テープの反訳は、毎年度定例的に行っている業務ではなく、現在その予定もありませんが、今後、同業務を発注する場合には、入札も含めて検討してまいります。
2 委託料の精算について 市主催事業の文化振興事業団への委託料については、事業完了後速やかに精算されるよう指導されたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年4月11日) 市主催事業の文化振興事業団への委託料精算の遅れについては、従来より指導をしておりましたが、あらためて平成18年4月11日付け、文書にて指導いたしました。
3 会館使用許可事務について 文化会館の公用使用許可について、使用許可書を申請者に交付せず、申請書と合せて保管されているが、許可書は申請者に交付し、使用時に携行させるものであるので適正な事務処理に改善されたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年3月1日) 文化会館の公用使用については、市役所所管課から公用申請書の提出があった後、別途貸館受付システムに入力し、出力される許可書を申請者に交付していたため、ご指摘の使用許可書が申請書と保管されたままになっておりましたが、平成18年3月1日よりシステムより出力される許可書とともに公用使用許可書を交付するように事務処理を改めました。
4 備品管理について 備品台帳より抽出し現品と確認したところ、備品番号シールの欠落しているものが見受けられたので整備されたい。	措置状況   1. 措置済(平成18年4月20日) 平成18年4月20日に、備品番号シールの欠落している備品については、貼付いたしました。